

平成19年度

つくばみらい市

獎学金募集中！

市では、つくばみらい市奨学生貸付条例に基づき、経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成19年度奨学生を次のとおり募集します。

(1) 本市市民の被扶養者
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等學校・高等専門学校に在学する方
(3) 確実な連帯保証人を付することができる方
(4) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※）

1. 申請資格

- A**つくばみらい市選学生
Bつくばみらい市高等学校
選学生

2. 募集人員、貸与月額および貸与期間

区分	A	B
	専修学校 短期大学 大	高等学校 高等専門学校
募集人員	5人	若干名
貸与月額	30,000円	20,000円
貸与期間	平成19年から在学する学校の 正規の修業期間	

申請をされる方は、次の書類を学校教育課へ提出してください。申請書様式は、学校教育課または市内の中学校、近隣の高等学校へお問い合わせください。

4. 申請手続き

4月27日(金)まで

3. 募集期間

または市内の中学校 近隣の
高等学校へお問い合わせください

6. 獻学金の返還

A卒業した日の属する月の翌月から10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。
B卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、15年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

◆問い合わせ先

谷和原庁舎教育委員会学校教育課
☎ 58-2111 (内線8204)

※県教育庁高校教育課
(☎ 029-301-5245) にも
同様の制度があります。

(3)返還免除

貸与を受けた方が死亡したときは、奨学金の全部または一部返還を免除することができます。

(4)その他

奨学生が放校処分に付されたときは、ただちに奨学金の全額を返還していただきます。

※Aの(5)、Bの(4)について

(1) 奨学金貸付申請書（様式第号）

(2)返還猶予